

富山労働局発表
令和6年11月13日

【照会先】

富山労働局労働基準部賃金室
室長 成田 丞志
室長補佐 佐竹 俊一
(電話) 076-432-2735

報道関係者 各位

富山県特定(産業別)最低賃金を改正します。

富山県電気機械器具製造業最低賃金 時間額 **1,002円**

富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金 時間額 **1,003円**

～いずれも過去最大の引上げ額で1,000円超えに～

- 1 富山労働局長(小島 悟司)は、本年8月21日付けで「特定最低賃金(注記1)の改正決定について」富山地方最低賃金審議会(会長 長尾 治明)に諮問し、同審議会から本年10月28日付けで、電気機械器具製造業最低賃金(注記2)、及び、百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金(注記3)の改正決定に係る答申があったところです。

本件答申について異議申出に関する公示を行っていましたが異議申出はなく、本日、答申どおり下表改正額に改正することを決定しましたのでお知らせします。

いずれも、当該最低賃金が新設されて以降、最大の引上げ額となります。

件名	改正額(時間額)
富山県電気機械器具製造業最低賃金	現行 951円→ 改正額 1,002円(+51円)
富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金	現行 955円→ 改正額 1,003円(+48円)

- 2 富山労働局では、今後、当該最低賃金の改正・発効に係る手続き(官報公示)を進め、改正された特定最低賃金は、本年12月26日に発効する予定です。
- 3 また、本年10月1日発効となっている富山県最低賃金と合わせ、本件最低賃金の周知及び履行確保を行うとともに、賃金の引上げの環境整備等を図るための支援策として、中小企業・小規模事業者向け国の助成金「業務改善助成金」、その上乘せ補助である県の補助金「富山県賃上げサポート補助金」や、すべての事業者が利用できる「キャリアアップ助成金」などの周知にも取り組んでまいります。
- 4 本件特定最低賃金の改正額の推移、改正手続の流れ(イメージ)は別紙のとおりです。

(注記)

- 1 特定最低賃金とは、特定の産業(業種)で働く方に適用する最低賃金です。
本最低賃金のほか、富山県一般機械・自動車部品製造業最低賃金(略称)の改正についても諮問・答申を経て、現在、異議申出に関する公示を行っています(公示は本日(11/13)まで)。
なお、特定最低賃金が適用されない産業には、富山県最低賃金 998 円が適用されます。
- 2 富山県電気機械器具製造業最低賃金は「富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の略称です。
- 3 富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金は、富山県百貨店、総合スーパー最低賃金から改称しました。適用される範囲などに変更はありません。

【特定最低賃金額の対前年度引上げ率及び引上げ額(過去5年)】

○富山県電気機械器具製造業最低賃金

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金額	851円	879円	910円	951円	1,002円
対前年度引上げ率	0.24%	3.29%	3.53%	4.51%	5.36%
対前年度引上げ額	2円	28円	31円	41円	51円

○富山県百貨店、総合スーパーマーケット賃金

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金額	865円	890円	915円	955円	1,003円
対前年度引上げ率	0.58%	2.89%	2.81%	4.37%	5.03%
対前年度引上げ額	5円	25円	25円	40円	48円

【特定最低賃金改正手続の流れ(イメージ)】

- ・電気機械器具製造業最低賃金
- ・百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

